

答申の概要

1 審査会の結論

令和5年12月26日に市長より諮問を受けた事案番号1から9まで及び11の投稿について、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号。以下「条例」という。）第1条に規定する人権尊重のまちづくりを推進するため、条例第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずることは、条例の要件を充たしており、妥当である。

必要な具体的措置としては、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

また、これらの投稿について前記措置を講じたときは、同条第2項の規定に基づき、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨の記載をした表現について公表を行うことが適当である。

- ・「●●（特定の国名）に帰って」（事案番号1）
- ・「●●（特定の国名）に帰ったらええがな」（事案番号2）
- ・「●●（特定の国名）に行った方が良くね？」（事案番号3）
- ・「祖国に帰れって言ってるだけじゃん」（事案番号4）
- ・「●●人（特定の民族名）なら●●人（特定の民族名）らしく母国に帰れば」（事案番号5）
- ・（「祖国へ帰れ」という投稿を前提として）「（日本国に）居る資格がねえ」（事案番号6）
- ・「国籍国に帰りなさい」（事案番号7）
- ・「◎◎人（特定の民族名）を皆殺しにしよう」（事案番号8）
- ・「強制送還しろ」（事案番号9）
- ・「どうやったら在日の方々に祖国に帰っていただけるの？」（事案番号11）

2 審査会の判断

（1）条例の目的とインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

条例第1条は、「この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総

合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする」と規定している。したがって、インターネット等を利用する方法による本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現の内容の拡散防止措置及びそれに関する公表を定める条例第17条第1項及び第2項も、第1条にいう川崎市における人権尊重のまちづくり（条例の前文では、これを「全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくり」と規定している）を推進する観点から解釈し、適用されるべきである。

(2) 条例第17条第1項の該当性の判断に当たっての考慮要素について

インターネット表現活動が条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかの判断に当たっては、条例の目的である川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえて、法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」、「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑する」及び「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」の3類型に該当するかについて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断することが適当である。

また、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

(3) 諮問された事案の条例第17条第1項の該当性について

事案番号1から9まで及び11の投稿は、インターネット上の電子掲示板又はブログサイトへ投稿されたものであり、条例第17条第1項の「インターネット表現活動」に該当する。また、市の区域内で行われたことが明らかでないので、同項第2号の「市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）」に該当する。

また、当該投稿は、いずれの投稿も特定の市民等を対象としたものであり、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたも

のであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当する。

ア 事案番号 1 から 7 まで、9 及び 11 について

当該投稿は、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであるから、条例第 1 条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第 17 条第 1 項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

イ 事案番号 8

当該投稿は、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で投稿公然とその生命、身体等に危害を加える旨の告知するものであるから、条例第 1 条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第 17 条第 1 項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

(4) 表現の内容の拡散を防止するために必要な措置について

事案番号 1 から 9 まで及び 11 の投稿は、令和 5 年 12 月 26 日時点で、インターネット上で誰でも閲覧できる状態になっているので、その表現の内容の拡散を防止するために、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

なお、事案番号 1 から 9 まで及び 11 の投稿の削除は、各サイトの利用ルールの内容にも沿うものとする。

(5) インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表について

インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表は、各投稿の趣旨を明記するなど、どのようなインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかを市民に分かりやすいように行うとともに、公表したもの以外のインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないわけではないことを注記することが適当である。

また、公表を行うに当たっては、インターネットの検索サイトで当該投稿が特定されないように、十分配慮して行うことが適当である。